

公告朝税第 1 号

公売公告

令和 6 年 1 0 月 3 日

埼玉県朝霞県税事務所長 印

(埼玉県総務部個人県民税対策課扱い)

下記により、差押財産の公売をします。

国税徴収法第 9 5 条及び第 9 9 条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	別紙公売財産目録のとおり			
公 売 の 方 法	せり 売 り			
公売参加申込期間	令和 6 年 1 0 月 4 日 1 3 時 0 0 分から 令和 6 年 1 0 月 2 2 日 2 3 時 0 0 分まで			
公売保証金提供期限	令和 6 年 1 0 月 2 5 日 1 7 時 0 0 分まで			
せり売り・入札開始日時	令和 6 年 1 0 月 2 9 日 1 3 時 0 0 分から			
せり売り・入札締切日時	令和 6 年 1 0 月 3 1 日 2 3 時 0 0 分まで			
公 売 場 所	KSI官公庁オークションが提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
開札の日時(入札の場合)	令和 年 月 日 時 分	場所	上記公売場所に同じ	
最高価申込者の決定の日時	令和 6 年 1 1 月 1 日 1 0 時 0 0 分	場所	埼玉県朝霞県税事務所	
売却決定の日時	自動車・不動産	令和 6 年 1 1 月 8 日 1 0 時 0 0 分	場所	埼玉県朝霞県税事務所
	動産	令和 年 月 日 時 分	場所	
代金納付期限	令和 6 年 1 1 月 8 日 1 4 時 3 0 分			
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条に該当しない者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込を行った者			
そ の 他	1 公売による権利移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。 2 公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込を行う必要があります。 3 公売参加申込期間及び公売(せり売り・入札)期間には、KSI官公庁オークションが提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 4 公売公告に記載されている内容は埼玉県ホームページに掲載されます。 5 消費税法施行令第 7 0 条の 1 2 第 5 項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、埼玉県が適格請求書を交付します。ただし、適格請求書発行事業者登録が取り消されている場合は、適格請求書の発行はできません。 6 その他については、埼玉県インターネット公売ガイドラインによります。			
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を埼玉県朝霞県税事務所(埼玉県総務部個人県民税対策課扱い)に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、当事務所納税・個人県民税対策担当に用意してあります。			

公売手続を説明した「埼玉県インターネット公売ガイドライン」が当事務所納税・個人県民税対策担当に備え付けてあります。

